

産業廃棄物収集運搬業許可証

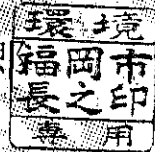
住所 福岡市東区原田一丁目2番36号

氏名 株式会社 宇治福産業

法人にあつては名称及び代表者の氏名 代表取締役 宇治川 福男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一 良



許可の年月日 平成26年11月10日

許可の有効年月日 平成31年11月9日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）
積替え保管を含む

産業廃棄物の種類

汚泥、金属くず（以上2品目については乾電池、一次及び二次電池に限る。）、以下余白
金属くず、ガラスくず等（以上2品目については廃蛍光管及び廃電球（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、以下余白

積替え保管を含まない

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については自動車等破砕物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ダスト類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
裏面のとおり

3. 許可の条件

積替え保管行為は設置場所にある建物内にて行うこと

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年11月10日 更新許可

平成29年10月2日 廃棄物処理法施行令第の改正（水銀関係）に伴う許可証の書換え

5. 積替え保管の有無

記載なし

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

なし

備考

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

(1)

所在地	福岡市東区原田一丁目22番36号
保管面積	34.0 m^2
産業廃棄物の種類	汚泥、金属くず（以上2品目については乾電池、一次及び二次電池に限る。）
保管上限	35.2 m^3
保管高さ	2.0 m

(2)

所在地	福岡市東区原田一丁目22番36号
保管面積	34.0 m^2
産業廃棄物の種類	金属くず、ガラスくず等（以上2品目については廃蛍光管及び廃電球（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）
保管上限	46.8 m^3
保管高さ	2.023 m